

第4章 災害の想定と防災対策の柱

第1節 本市における災害

1 本市の災害の歴史

(1) 水 害

昭和33年7月、昭和46年6月及び昭和56年7月に嶺北地方を中心とする集中豪雨により、竹田川が警戒水位をはるかに超える4.80mとなり、金津地区において宮谷川が氾濫し、新富区、天王区等の市街地において水没家屋や床上浸水等、大きな被害が発生した。しかし、今日では河川改修、排水機場の設置、ダム建設等の防災対策が進み、大災害に発展する可能性は少なくなっている。

(2) 火 災

昭和31年4月23日、芦原駅（現あわら湯のまち駅）前の住宅から出火、折からの南々東の強風にあおられ、わずか6時間あまりで温泉街のほとんどを焼失、死者を出す大災害となった。

また、昭和57年5月4日には、温泉街北部において出火、風速15mの南西の風により、懸命の消火も及ばず、家屋等13件を焼失する災害を被っている。

(3) 台風害

本県及び本市への台風の接近は8月から9月までの時期に集中しており、平均して年2～3回程度である。台風の被害は、その性質や前線の影響、地形等により差異があるが、昭和25年のジェーン台風による風害を除けば、昭和28年の台風第13号、34年の伊勢湾台風、36年の第2室戸台風の降雨による災害も多く、洪水等による被害が発生している。

平成16年10月に本市を襲った台風第23号の影響により竹田川の氾濫のおそれが生じ、地域住民へ避難勧告を発令した。

平成24年7月に発生した豪雨により記録的短時間大雨情報が発表され、床上浸水6棟 床下浸水60棟 その他農地等に被害が発生した。

平成30年7月には本州付近に停滞した梅雨前線によって暖かく湿った空気が供給され続けたため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、本市においても災害対策本部を設置し、避難勧告等を発令した。

令和5年7月には豪雨等により土砂崩れにより住宅に土砂が流入し、(国)305号や(主)福井金津線(29)等で通行規制が実施され、畑地（大豆、野菜）では冠水による被害が発生した。

(4) 地 震

昭和23年6月28日夕方、突如として襲った福井大地震は、マグニチュード7.1、震度6（当時）の激震で、本市においては死傷者3,000人を超し、家屋全半壊約5,700戸という嘗てない大きな災害であった。

令和6年1月1日16時10分に令和6年能登半島地震が発生し、本市では震度5強（石川県震度7）を観測し、同日16時12分津波注意報、16時22分津波警報が発表された。本市においては、人的被害（軽傷3件）が発生した他、家屋等に被害が発生し、罹災証明の申請件数は707件（令和7年2月1日時点）となった。

(5) 雪 害

昭和38年1月中旬から降り始めた雪は、連日連夜降り続き、福井市の観測地点で最大積雪量は213cm（福井地方気象台）に達し、福井県では100年来の豪雪となり、交通の途絶、経済活動の停止など住民生活に大きな影響を与えた。また、昭和55年12月下旬から降り始めた雪や昭和60年12月中旬から降り始めた雪も「38豪雪」に匹敵する豪雪となった。

平成30年2月初旬には日本付近に強い寒気が南下し、福井県嶺北地方では6日16時までの24時間降雪量が平地でも60cmを超える記録的な大雪となり、国道8号において立往生が発生し、集中除雪のため通行止めが実施され、本市においては、災害対策本部を設置し、自衛隊による救援活動が行われた。

(6) その他災害

平成9年1月、ロシアタンカー「ナホトカ」の船体破断（沈没）による重油流出事故が発生し、本市の波松海岸一帯に油が漂着した。漂着油の回収は、当該市町村で対応することとされ、芦原町（当時）では、1月9日に「ロシアタンカー油流出事故災害対策本部」を設置し地元住民、漁協組合員及び多数のボランティアとともに回収作業に当たった。参加人数は延べ5,772人で、ドラム缶2,145本（429,000ℓ）を回収した。

第2節 予想される災害と被害の想定

第1 予想される災害

災害の種類は、台風、大雨に起因する風水害のように、ある程度予知可能な災害と地震、大火災、爆発のように、ほとんど予知できない突発的な災害とに大別することができる。

災害による被害の想定については、本市の地理的条件や過去において発生した災害の特徴を勘案し、また、地震災害においては、県で想定している2つの地震（福井平野東縁断層帯地震、浦底一柳ヶ瀬山断層帯地震）を想定する。

1 風水害（頻度としては最も高い災害）

- (1) 台風や前線に伴う暴風による家屋の倒壊、破損等
- (2) 梅雨期、盛夏期、台風期における大雨、集中豪雨による河川の氾濫、浸水、土砂災害等

2 地震災害

本市は、沖積粘性土や沖積砂質土で形成されている地区があることから、地震による揺れや液状化により、建物の倒壊や火災が発生するおそれがある。

また、家屋の倒壊などによる死者、負傷者、そして、被災者、避難者など人的被害を想定した住民の日頃の防災意識の高揚を図る必要がある。

県では、平成7・8年度に福井地震及び敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

また、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内及び周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施した。

平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定は以下のとおりである。

(1) 想定断層

- ア 福井平野東縁断層帯（想定M＝7.6／断層長さ約45km）：嶺北地域に影響
- イ 浦底一柳ヶ瀬山断層帯（想定M＝7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

(2) 震度分布

- ア 福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布
- イ 浦底一柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中

(3) 被害の概要（福井平野東縁断層帯地震の場合）

ア 建物被害 揺れと液状化による全壊被害は本市を含め約30,000棟

イ 人的被害 冬期(5時)で死者は本市を含め約2,000人

3 津波災害

本市は、日本海に面した海岸を有していることから、日本海の海底で地震が発生した場合、津波が襲来する危険がある。

県においては、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき、福井県沿岸における最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定を設定し、令和2年10月に津波浸水想定図等が公表された。

今回想定(R2.10)とH24独自想定では、設定条件や解析方法に違いがあるが、その結果を参考までに比較すると、今回想定(R2.10)の方が津波断層モデルの地震エネルギーが小さくなったこと等により、全体として津波高は低く、浸水面積も縮小した。

本市に関する想定結果は、次のとおり。

(1) 本市の全海岸線の平均津波高

	今回想定(R2.10)	(参考) H24 独自想定
あわら市	2.8m	4.3m

※今回想定(R2.10)の平均津波高：海岸線から約30m沖合の地点の10m間隔での津波高を算出し、今回選定した5断層（19ケース）のうちの各地点で最大の値を各市町で平均したもの。

※H24独自想定平均津波高：海岸線から約50～150m沖合の50m間隔での津波高を算出し、4断層のうちの各地点で最大の値を各市町で平均したもの。

(2) 本市の全海岸線での最大津波高

	今回想定(R2.10)		(参考) H24 独自想定	
	断層	最大津波高	断層	最大津波高
あわら市	(F49)	1.9～3.3m	若狭海丘列付近 (F49)	1.26～5.46m

※今回想定(R2.10)の最大津波高：海岸線から約30m沖合地点での津波を東京湾平均海面(T.P.)から測った高さで最大のもの。

※H24独自想定最大津波高：海岸線から約50～150m沖合地点での津波を東京湾平均海面(T.P.)から測った高さで最大のもの。

(3) 本市の浸水面積

	今回想定 (R2. 10)	(参考) H24 独自想定
あわら市	17ha	32ha

※浸水面積は、河川等を除いた陸域において、1 cm以上の浸水が発生する面積で、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域の最大範囲を重ね合わせて表したもの。

(4) 本市の全海岸線での最短の影響開始時間

	今回想定 (R2. 10)		(参考) H24 独自想定	
	断層	影響開始時間	断層	影響開始時間
あわら市	F 5 2	1～8 分	越前堆列付近 (F 5 1)	6～7 分

※今回想定 (R2. 10) において陸域に近い断層モデル (F 5 2 及び F 5 3) を選定したことにより、影響開始時間が県全域で早くなった。

※今回想定 (R2. 10) の影響開始時間：海岸線から約 3 0 m 沖合地点での地震発生後の海面に ± 2 0 c m の海面 (水位) 変動が生じるまでの時間

※H 2 4 独自想定の影響開始時間：海岸線から約 5 0 ～ 1 5 0 m 沖合での地震発生後の海面に + 2 0 c m の海面 (水位) 変動が生じるまでの時間

※今回想定 (R2. 10) と H 2 4 独自想定は評価条件が異なるため、便宜上比較した。

4 大規模火災による災害

近年、建物の中高層化や建材の多様化が進んでいることから、消防署と消防団の連携を強化し、予防啓発活動に力を入れ、より一層の住民の防火意識の高揚を図る必要がある。

5 危険物による災害

本市の隣市である坂井市には石油備蓄基地があるなど、周辺地域にも危険度が増しており、災害時の連絡体制や相互応援体制の確立など、日頃から連携を密にしておく必要がある。

6 その他の災害

本市においては、上記の災害以外に以下の災害が発生する場合を想定しておく必要がある。

- (1) 飛行機等の事故災害
- (2) 林野火災

- (3) 高波や波浪の災害
- (4) 原油流出事故災害
- (5) 毒物・劇物等輸送車両の交通事故による有害物質汚染災害

7 原子力災害

本市は、県内に立地している原子力発電所からおおむね50～60kmに位置している。県内の原子力発電所で福島第1原子力発電所事故に匹敵する事故が発生した場合、風向きによっては、放射性物質が飛来する危険があり、防護措置を含めた災害対策の実施を想定する必要がある。

(1) 事態の想定

この地域防災計画は、福島第一原子力発電所の事故に匹敵する事故が発生した場合を想定する。

(2) 原子力災害に関する本市の基本的考え方

本市は、原子力発電所から概ね50～60km程度離れているが、国の原子力災害対策指針を踏まえ、以下の考え方で防護措置等を実施する。市は、緊急防護措置を準備するUPZ区域外の区域として、原子力災害対策重点区域は特に設定せず、万一本市において放射性物質による汚染が発生した場合には、県と連携して防護措置導入の判断に用いられる運用上の介入レベルであるOILに基づく必要な防護措置を実施することとする。なお、国におけるPPA対策の検討を踏まえて、今後見直すことがある。また、市が原子力災害対策で対象とする施設は県に立地するすべての原子力発電所とする。

第3節 本市における防災対策の柱

災害から人命を守る防災対策を推進するため、以下の事項を防災対策の柱として設定する。

1 災害から人命を守る防災対策の推進

(1) 竹田川・観音川の氾濫に対する警戒避難対策の推進

本市には九頭竜川水系竹田川及び大聖寺川（北潟湖）水系観音川について洪水浸水想定区域が指定されており、特に竹田川が氾濫した場合、大災害の発生する危険がある。

市は、竹田川及び観音川に対する警戒に努め、住民に対する水位情報等の伝達、避難体制の整備等を推進するとともに、川の氾濫による水害が予想される場合には、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

(2) 要配慮者支援対策の推進

高齢化の進展等により、災害時に支援を必要とする要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）が増加している。要配慮者は災害時において迅速な避難が困難であり、平時から関係機関や地域住民等の協力を得て要配慮者の支援体制の整備をすすめる必要がある。災害が予想される場合の早期避難、災害が発生した場合の安否確認等により要配慮者の安全確保を図る。

(3) 安全で快適な避難所の整備

災害による避難生活が長期化する中、避難所のトイレ不足やプライバシーの欠如などからストレスを生じ、健康を損ねるケースが非常に多く見られる。とりわけ要配慮者にとっては、避難生活が心身にもたらす影響が大きい。また、避難所については耐震性等の安全性に問題のある場合や、設備や環境面で問題点を抱えている場合もある。このため、避難所の安全性を確保するとともに、居住環境を整備し、避難住民の健康維持を図る。

ア 避難所として安全な建築物の整備

イ 要配慮者に対する福祉避難所（又は福祉避難室）の確保

ウ 避難所の設備等の改善

エ 男女双方の視点に立った避難所環境の整備

2 減災の考え方に基づく防災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき防災対策の推進を図る。

(1) 防災拠点、緊急輸送道路の計画的な整備

大規模災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、

防災拠点や緊急輸送道路の整備に努める。整備の必要な防災拠点例をあげれば以下の施設等である。

- ア 防災センター（市庁舎）
- イ 避難場所及び避難所
- ウ 物資集積拠点
- エ 備蓄倉庫
- オ ヘリポート
- カ 医療・救護拠点
- キ ボランティアセンター

(2) 防災階層を設定し、災害に強いまちづくりを推進

以下のように防災階層を設定し、防災拠点等の配置や防災組織等を階層別に整備することにより、災害に強いまちづくりを推進する。

- ア 市 市域全体
- イ 防災地区 公民館等を中心に複数の自治会区で構成
- ウ 防災の基本単位 自治会

(3) 住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進

新耐震基準制定（昭和56年）以前に建築された木造住宅等について、耐震診断及び耐震改修を促進して地震時に家屋の倒壊による人命被害の軽減を図る。

3 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

防災は、住民・事業者自身による自助、住民間や事業者間の共同による共助及び行政による公助が、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮する。そのような観点に立って、住民・事業者・行政の相互連携のもと、地域における防災力の整備、強化を図る。

- (1) 「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本。
- (2) お互い様の精神を基本とし、隣近所・自治会、事業者の相互の助け合い・団結を共助の柱に。
- (3) 力を集めればより大きな力、自らの力で不可能なことは共助、共助で不可能なことは公助を期待。

4 大規模広域災害を想定した防災対策の推進

南海トラフ地震等、今後発生が予想されている大規模かつ広域化した災害を前提とした体制を整備する。

- (1) 自立的な災害対応力を強化する。
- (2) 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する。

- (3) 広域災害に対応した広域応援活動などの受入れ体制、拠点、活動環境等を整備する。

5 男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立

- (1) 男女双方や、要配慮者の視点に配慮した防災対策を進める。
- (2) 防災の現場における女性や要配慮者の参画を拡大する。

6 防災DX化への取組みの推進

災害への対応を「平時」、「切迫時」、「応急対応」、「復旧・復興」の4フェーズに分類し、各々のフェーズにおいて、より安全に、より迅速に、より効果的に、多様な災害対応業務を遂行できるよう、各種データ等のデジタル化や防災関連業務のシステム化などを図る。

- (1) 国が整備する総合防災情報システムや広域災害・救急医療情報システム及び県が整備する防災情報システムなどとのネットワーク化を推進する。
- (2) 国・県・企業等と連携により防災DXに関する技術情報などを収集し、市域に必要なシステムや資機材等の導入を図る。
- (3) 各種システムや各種資機材の活用が図られるよう、操作等の研修・訓練の実施などにより人材を育成する。

